



新潟市子育て応援キャラクター  
ほのわちゃん

## 「(仮称)新潟市こども計画」の策定について(依頼) ～こども大綱への対応について～

### 1 市町村こども計画の策定について

- こども基本法10条において、市町村は年内に国が定める「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとしており、本市においても「(仮称)新潟市こども計画」を策定します。
- 国は「市町村こども計画」について、各自治体が策定済みの「子ども・子育て支援事業計画」(本市では「新すこやか未来アクションプラン」)と一体のものとして作成可能としています。
- 本市の「新すこやか未来アクションプラン」が、令和6年度で現行計画の計画期間を終えることから、令和7年度から「(仮称)新潟市こども計画」のスタートを目指します。

### 2 こども大綱について

- こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものです。
- また、国がこれまで策定してきた、①少子化社会対策大綱、②子供・若者育成支援推進大綱、③子どもの貧困対策に関する大綱の3つを束ね、一元化するものです。
- 対象は、結婚や妊娠といったこどもの誕生前から、幼児期、学童期から思春期、青年期まで、0歳から30歳代までの幅広いライフステージの市民です。本市においても広範囲な行政分野が関わることになります。

### 3 (仮称)新潟市こども計画の策定について

- 本市では、「子どもと子育てにやさしい新潟」を目指し、こども・子育て支援を、これからの新潟を見据えた、将来の活力を左右する重要な取り組みに位置付け、様々なこども施策に取り組んできました。
- 一方で、少子化及び人口減少は進行し、また、児童虐待相談件数は増加傾向にあるなど、こどもを取り巻く環境は厳しさを増しています。
- この度の、「(仮称)新潟市こども計画」の策定を、こども基本法、こども大綱の基、本市全体でこども・子育て支援を総合的に推し進める機会と捉え、全ての所属から参画いただき、前向きな検討を行っていただきたくお願いいたします。

### 4 今後のスケジュール案

- R5年10月～11月 こども大綱の中間整理を受けた関連事業の洗い出しを依頼  
※本日の庁議終了後に掲示板を通じて全庁に依頼いたします。
- 12月～R6年1月 こども大綱の閣議決定を受け、こども未来部で改めて対応方針を検討
- R6年度 全庁で計画の検討、策定作業
- R7年4月 「(仮称)新潟市こども計画」スタート